

令和元年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年1月23日（木） 午後3時30分 から 午後5時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	欠	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
欠	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	鳥巢 良和
主 査	根木原 英一
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 査	村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）
主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 障子田 勝 委員 ・ 新村 良廣 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録
令和2年1月23日(木) 開会 午後3時30分 閉会 午後5時10分
鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

- 局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。
- 議長 ただいまから、令和元年度第10回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。
- 局長 本日の委員の欠席は田中委員で、村山委員が少し遅れるとのことで、現在の出席委員数は19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告いたします。なお推進委員の欠席は、鶴田委員の1名で、立元委員が少し遅れるとのことです。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。
- 議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号3番の障子田委員と、4番の新村委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。
- 議長 1頁、議案第80号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 下原 議案第80号、1頁から46頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和2年1月24日です。合計面積は、30万7千995㎡、うち更新分15万2千730㎡、内訳、田5万2千920㎡、畑24万6千750㎡、樹園地8千325㎡です。利用権を設定する者88人、設定を受ける者57人です。始期は、いずれも令和2年2月1日です。期間は、1年、3年、5年、6年、7年、9年、10年です。次の3頁から26頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。
- 初めに3頁です。1番は、設定期間が1年で、賃借権で新規設定。次の2番から4頁の8番までは、設定期間が3年です。3頁2番から4番までは全て、賃借権で新規設定。
- 次に4頁5番は、賃借権で再設定。6番は、使用貸借権で再設定。7番、8番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。
- 次に5頁9番から10頁の28番までは、設定期間が5年です。5頁9番から11番までは全て、賃借権で新規設定。12番、13番は、使用貸借権で新規設定。
- 次に6頁14番、15番は、使用貸借権で新規設定。16番は、賃借権で再設定。
- 次に7頁17番から21番までは全て、賃借権で再設定。
- 次に8頁22番、23番は、賃借権で再設定。
- 次に9頁24番、25番は、賃借権で再設定。
- 次に10頁26番、27番は、賃借権で再設定。28番は、使用貸借権で再設定。次の29番から20頁の64番までは、設定期間が6年です。10頁29番は、賃借権で新規設定。
- 次に11頁30番から32番までは全て、賃借権で新規設定。
- 次に12頁33番から35番までは全て、賃借権で新規設定。
- 次に13頁36番から39番までは全て、賃借権で新規設定。
- 次に14頁40番から42番までは全て、賃借権で新規設定。

次に15頁43番から46番までは全て、賃借権で新規設定。

次に16頁47番、48番は、賃借権で新規設定。

次に17頁49番は、使用貸借権で新規設定。50番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。51番、52番は、賃借権で再設定。

次に18頁53番から56番までは全て、賃借権で再設定。

次に19頁57番から61番までは全て、賃借権で再設定。

次に20頁62番から64番までは全て、賃借権で再設定。次の65番は、設定期間が7年で、使用貸借権で新規設定。

次に21頁66番は、設定期間が9年で、賃借権で再設定。次の67番から26頁の88番までは、設定期間が10年です。21頁67番から69番までは全て、賃借権で新規設定。

次に22頁70番から74番までは全て、賃借権で新規設定。

次に23頁75番、76番は、賃借権で新規設定。77番、78番は、使用貸借権で新規設定。

次に24頁79番は、賃借権で新規設定。80番、81番は、賃借権で再設定。82番は、使用貸借権で再設定。

次に25頁83番、84番は、賃借権で再設定。

次に26頁85番から87番までは全て、賃借権で再設定。88番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁1番の1年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に3頁2番から4頁8番の3年もの10件ですが、4頁7番、8番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、障子田委員に退席をいただき審議します。

(障子田委員：退席)

4頁7番、8番について事務局の説明をお願いします。

下原 　4頁の7番、8番は、借人障子田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　障子田委員に係る4頁7番、8番の3年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(障子田委員：着席)

障子田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの3年もの5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に5頁9番から、10頁28番までの5年もの20件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に10頁29番から20頁64番までの6年もの36件ですが、17頁50番が議事参与の制

限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

17 頁 50 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 17 頁の 50 番は、福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 17 頁 50 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 6 年もの 35 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 20 頁 65 番の 7 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 21 頁 66 番の 9 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 21 頁 67 番から 26 頁 88 番までの 10 年もの 22 件ですが、26 頁 88 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席いただき審議します。

(入佐委員：退席)

26 頁 88 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 26 頁の 88 番は、借入入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 26 頁 88 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 10 年もの 21 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 28 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、28 頁から 33 頁です。28 頁で説明します。公告年月日は令和 2 年 1 月 24 日、合計面積は、3 万 9 千 291 m²です。うち、田 3 千 553 m²、畑 3 万 5 千 738 m²です。所有権を移転する者 12 人、所有権の移転を受ける者 11 人です。

29 頁をご覧ください。1 番、2 番は、あっせん協議成立。次の 3 番から 32 頁の 12 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 33 頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、あっせん委員の西元委員に報告をお願いします

西 元 33 頁 1 番、2 番について譲受人が同じ方ですので、併せて報告いたします。

1 月 10 日、譲渡人と譲受人の確認のもと、記載の委員 2 名と事務局職員が同席し、吾平総合支所で農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛生産を主としておられます。1 番について協議の結果、10a 当たり 18 万円の総額 61 万円、2 番について協議の結果、10a 当たり 29 万円の総額 59 万円であっせんが成立いたしましたことを報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に所有権移転協議が成立したものの 10 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に 34 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、34 頁から 46 頁です。34 頁で説明します。公告年月日は、令和 2 年 1 月 24 日です。合計面積は、15 万 4 千 654 m²で、うち、田 7 千 474 m²、畑 14 万 7 千 180 m²です。利用権を設定する者 36 人、利用権の設定を受ける者 15 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 2 年 2 月 1 日で、期間は 5 年、10 年です。次の 35 頁の 1 番から 41 頁の 36 番までは、貸人から公社への設定期間、権利区分別で、41 頁の 37 番から 46 頁の 51 番までは、公社から借人への転貸設定期間、権利区分別です。

35 頁をご覧ください。1 番、2 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。次の 3 番から 41 頁の 36 番までは、設定期間が 10 年です。35 頁、3 番から 8 番までは全て、賃借権。

次に 36 頁、9 番から 15 番までは全て、賃借権。16 番は、使用賃借権。17 番は、賃借権。

次に 37 頁、18 番から 21 番までは全て、賃借権。

次に 38 頁、22 番から 26 番までは全て、賃借権。

次に 39 頁、27 番から 30 番までは全て、賃借権。

次に 40 頁、31 番から 34 番までは全て、賃借権。

次に 41 頁、35 番、36 番は、賃借権。次の 37 番からは、公社から借人への転貸設定です。37 番、38 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。次の 39 番から 46 頁の 51 番までは、設定期間が 10 年です。41 頁、39 番、40 番は、賃借権。

次に 42 頁、41 番は、賃借権。

次に 43 頁、42 番は、使用賃借権。43 番は、賃借権。44 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。45 番は、次の頁にかけて、賃借権。

次に 45 頁、46 番から 50 番までは全て、賃借権。

次に 46 頁、51 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、35 頁 1 番、2 番の 5

年もの2件と35頁3番から、41頁36番までの10年もの34件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に県地域振興公社から転貸設定の41頁37番、38番の5年もの2件と41頁39番から46頁51番までの14件ですが、43頁44番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、清水委員に退席いただき審議します。

(清水委員：退席)

43頁44番について事務局の説明をお願いします。

下原 43頁の44番は、借人清水委員が役員を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 清水委員に係る43頁44番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(清水委員：着席)

清水委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に46頁51番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席いただき審議します。

(入佐委員：退席)

46頁51番について事務局の説明をお願いします。

下原 46頁の51番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る46頁51番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの5年もの2件と10年もの11件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に47頁、議案第81号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第81号、47頁から52頁です。52頁で説明します。今回は、所有権移転20件、使用貸借権設定1件の計21件です。内訳は、田8筆、1万1千602㎡、畑36筆、5万3千925㎡、他2筆、2千773㎡、計46筆、6万8千300㎡です。

初めに47頁です。1番は、田3千166㎡の贈与です。2番は、畑1千655㎡の売買です。3番は、次の頁にかけて、畑832㎡の売買です。こちらは、平成31年4月に3条の許可を得ましたが、令和元年10月に許可の取消し願いがあり、今回、分筆して3条及び5条で申請しています。

次に48頁4番は、田1千137㎡の売買です。5番は、田2千859㎡、畑1万327㎡、計1万3千186㎡の売買です。6番は、畑848㎡の交換です。7番は、畑1千985㎡の

売買です。

次に49頁8番は、畑1千311㎡の贈与です。9番は、畑1千338㎡の売買です。10番は、畑948㎡の贈与です。

次に50頁11番は、畑1千242㎡、他2千710㎡、計3千952㎡の売買です。12番は、畑1万1千760㎡、他63㎡、計1万1千823㎡の売買です。13番は、畑2千622㎡の売買です。

次に51頁14番は、畑872㎡の売買です。次の15番から52頁の21番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、51頁15番から52頁21番までを新村委員に報告をお願いします。

新村 議席番号4番の新村です。農地法第3条許可の申請に係る現地調査の結果を報告いたします。去る1月15日、事務局職員案内のもと記載の2名の委員で、51頁の15番から52頁の21番までの7件、農地法第3条に基づく農地の権利移動について、譲受人及び借受農家の調査をいたしましたので報告させていただきます。この報告のなかで、15番と16番、それと17番と18番、19番と20番は、譲受人が同一農家、もしくは同一法人でありますので、一緒に報告をさせていただきたいと思っております。

まず、51頁15番と16番で、下限面積の事由の案件ですけれども、譲受人は、野里小学校北側に居住されておりまして、水稻とさつまいもを栽培されている兼業農家です。耕作面積は現在17a程度ですが、今回、2年後に定年を迎えるということで、生活の安定を考えて、知人からの農地の貸借と、現在耕作している水田に隣接している農地の購入をして規模拡大を図りたいとのことでした。譲受人は、今後30aほどある親からの未相続の農地も取得する考えもあるみたいです。農機具もトラクターをはじめ、管理機も所有されておりまして、農業の実態はあると確認いたしました。

次に50頁の17番と18番の案件ですけれども、市外取得と下限面積の調査です。譲受人は、本社がいちき串木野市にある法人であります。大隅湖の北側の農場で、牛の生産から肥育までの一貫経営を行っている法人で、現在、親牛が130頭ということで、昨年台風で被災した牛舎がありましたけれども、これを再建して、今後増頭をしていきたいとのことでした。今回取得する農地は、農場の北側に広がる畑で、ここに飼料作物を作付けすることでありました。農機具も本社で管理している馬力の高いトラクターを6台所有されておりまして、農作業が必要な時には、本社のほうから運搬してくるということでした。

次に52頁19番と20番で、下限面積に関する案件です。譲受人は、会社の経営者なのですが、会社経営は、娘婿に任せておりまして、本人は、現在、輝北で農地を借りて、水稻や大根を栽培しているということでありました。今回、個人として農地を取得して、さつまいもや大根を栽培して、規模拡大を図りたいとのことでした。農作業に必要なトラクター、田植機、ポテトハーベスター等の農機具類は、法人と個人の兼用で所有されておりました。

最後に52頁21番の案件ですが、市外取得による調査です。譲受人は、東串良町に在住されている兼業農家で、今回、兄弟が所有する串良町上小原の農地を譲り受けたいとのことでした。現在、水田を57aほど所有されておりまして、取得した農地には、さつまいもを栽培したいとのことでした。農機具もトラクターや田植機、ハーベスター、こう

いうものを所有されておりました。

以上 51 頁から 52 頁の 7 件の案件ですけれども、調査員としては、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、かつ農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、3 条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上報告を終わります。

議 長 ただいま説明、報告がありました 21 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 53 頁、議案第 82 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 82 号、53 頁の 1 件です。1 番は、当初の事業で同居する予定であった親族が、仕事の都合上戻れなくなり、別に住居を構えたために事業実施が困難となったことから、今回、事業継承者との希望条件に合致したことにより事業計画の変更を行うものです。57 頁、5 条申請の 11 番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました、1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 54 頁、議案第 83 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 83 号、54 頁です。今回は 3 件で、畑 4 筆、2 千 726 m²となっています。1 番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、貸資材置場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。3 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 引き続き調査がなされていますので、54 頁 3 番を障子田委員に報告をお願いします。

障子田 議議席番号 3 番の障子田です。去る 1 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

54 頁の 3 番ですが、申請地は輝北町市成出張所の北西側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 55 頁、議案第 84 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 84 号、55 頁から 58 頁です。58 頁で説明します。今回は、17 件で、田 1 筆、741 m²、畑 17 筆、1 万 4 千 190 m²、計 18 筆、1 万 4 千 931 m²となっています。

55 頁をご覧ください。1 番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。3 番は、一般住宅を整備するもので、

農地区分は2の3です。4番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は2の3です。5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に56頁6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。7番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は2の4です。次の8番から58頁の17番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、56頁8番から57頁14番までを牧之瀬委員に、58頁15番を障子田委員に、58頁16番、17番を清水委員に報告をお願いします。

牧之瀬 　議席番号12番の牧之瀬です。去る1月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、56頁の8番ですが、申請地は下堀公民館の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に9番ですが、57頁の10番と関連がありますので併せて報告します。申請地は田崎コミュニティセンターの西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市外の工務店の役員で、申請地に資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、事業計画変更の1番と関連です。申請地は工業高校の東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は工業団地の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、14番と関連がありますので併せて報告します。申請地の13番は星塚敬愛園の南側に位置し、14番は高須小学校の北東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、8番から14番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

障子田 　議席番号3番の障子田です。去る1月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、58頁の15番ですが、申請地は札元公民館の北西側に位置し、申請地付近は、10ha

以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の歯科医で、申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、15番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

清水 推進委員の清水です。去る1月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、58頁の16番ですが、申請地は大浦公民館の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の開業医で、申請地に病院を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に17番ですが、申請地は大浦公民館の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、16番と17番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、許可申請17件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に59頁、議案第85号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第85号、59頁から67頁です。60頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、7件で、田1千579㎡、畑1万552㎡、その他640㎡、計1万2千771㎡となっています。次の61頁から67頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、60頁7番が農業委員会の取決め制限にあたりますので立元委員に退席いただき審議します。

(立元委員：退席)

60頁7番について調査報告をお願いします。

大園 推進委員の大園です。去る1月14日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

60頁の7番ですが、周辺図等は67頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、輝北総合支所市成出張所の東に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市内の肉用牛子牛生産を営む農家で、申出地に牛舎、倉庫及び堆肥舎を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可見込みがあると判断しました。また、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがない

いことから、調査員としましては、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま報告がありました 60 頁 7 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

(立元委員：着席)

立元委員に係る案件は、申請どおり許可意見と決定しました。

引き続き調査がなされていますので、残りの 59 頁 1 番から 4 番までを堀之内委員に、5 番、6 番を大園委員に報告をお願いします。

堀之内 　　議席番号 2 番の堀之内です。去る 1 月 14 日、記載の 2 名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、59 頁の 1 番ですが、周辺図等は 61 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、高牧自治会公民館の南西に位置する場所で、10ha 以上の農地の広がり無く、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地にくぬぎを植林し山林として管理する計画です。申出地は、第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は、62 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、高牧自治会公民館の南西に位置し、10ha 以上の農地の広がり無く、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断されます。申出人は、市外の太陽光発電施設等を施工管理する法人で、申出地に太陽光発電施設を整備する計画です。申出地は、第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 63 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋体育大学の東に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地に一般住宅を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 64 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、登記地目及び現況地目が農地でないため、農地法の適用は受けない案件です。

以上、1 番から 3 番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。また 4 番については、農地法による適用は受けないこととなります。以上です。

大園 　　引き続き、現地調査の報告をいたします。

59 頁 5 番ですが、周辺図等は、65 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、札元 269 交差点の北に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地に建売住宅 3 棟と進入用道路を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 6 番ですが、周辺図等は 66 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、輝北総合支所の北東に位置し、10ha 以上の農地の広がり無く、小集団の生産性の低い農

地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地にくぬぎを植林し山林として管理する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

以上、5番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、5番、6番とも周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　ただいま、説明、報告があった6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に68頁、議案第86号「農地の競売に係る買受適格証明願いの承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします

下 原 　議案第86号、68頁、69頁の農地法第3条許可に係る買受適格証明です。今回は、5件です。内容は記載のとおりです。以上です

議 長 　ただいま、事務局より説明がありました。引き続き調査がなされていますので、68頁1番から69頁5番までを西元委員に報告をお願いいたします

西 元 　推進委員の西元です。去る1月15日、記載の2名の委員と事務局で農地の買受者として、申請者が適格かどうかの調査を行いましたので報告いたします。今回は、落札後に農地として利用するため、農地法第3条申請と同等の調査を行いました。

まず68頁1番ですが、2番、3番も関連がありますので、まとめて報告いたします。申請者は、市内在住の方で、長年兼業で農作業をされており、主に水稻、さつまいもを作付けしているとのことで、農地の取得ができた場合は、さつまいもを作付けするとのことでした。農機具等も一式所有しており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。

次に4番ですが、申請者は市内在住の方で、現在水稻とそばを作付けしているとのことで、農地の取得ができた場合は、そばを作付けするとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。

次に69頁5番ですが、申請者は市内在住の方で、現在水稻とさつまいもを作付けしているとのことで、農地の取得ができた場合は、さつまいもを作付けするとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です

議 長 　ただいま説明、報告がありました5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に70頁1番について事務局の説明をお願いします。

下原 議案第86号70頁の農地法第5条許可に係る買受適格証明です。今回は、1件です。内容は記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局より説明がありました。引き続き調査がなされていますので、70頁1番を牧之瀬委員に、報告をお願いいたします。

牧之瀬 議席番号12番の牧之瀬です。公売にかけられた農地の入札に参加する資格を証明する買受適格証明願の申請に伴い、現地調査を去る1月14日に記載の2名と事務局で行いましたので、報告いたします。今回は、落札後に転用をする計画であるため、農地法5条申請と同等の調査をしました。

70頁の1番ですが、申請地は、大始良小学校の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は、市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅2棟、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、排水施設等も整備する計画で、周囲の農地に悪影響を及ぼさないとと思われることから、買受適格証明は支障がないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告があった1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後5条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る5条申請は、会長専決処分とし県へ進達します。

次に71頁、議案第87号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第87号、71頁です。今回は2件で、畑2筆、2千103㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、71頁1番、2番を西元委員に報告をお願いします。

西元 推進委員の西元です。去る1月15日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告いたします。まず、71頁の1番ですが、申請地は、大黒小学校の南東に位置し、平成3年から牛舎敷地として、利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は吾平中学校の北東に位置し、昭和年代から耕作はされず、山林化していたとのことでした。現地の状況からしても杉、クヌギ等もあり、20年以上経過していると認められ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に72頁、議案第88号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第88号、72頁から102頁です。今回新たに、譲渡希望が87頁、189番から193番まで、次に、賃貸借希望が101頁、171番から174番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申し出農地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

87頁、土地の所有者からの譲渡希望の189番を障子田委員と鶴田委員に、190番を上之原委員と永山委員に、191番を田中委員と田村委員に、192番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、193番を牧之瀬委員と鬼塚委員にお願いします。

次に101頁、賃貸借希望の171番を新村委員と上穂木委員に、172番を寺下委員と持増委員に173番と174番を掘之内委員と大園委員に、お願いします。

次に103頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 合意解約について、103頁から113頁です。113頁で説明します。今回は38件で、田10筆、1万5千42㎡、畑64筆、12万4千48㎡、計74筆、13万9千90㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに103頁です。1番、2番は、貸し手の都合。3番から5番までは、借り手の都合。

次に104頁6番、7番は、借り手の変更。

次に105頁8番から10番までは、借り手の変更。

次に106頁11番から13番までは、借り手の変更。

次に107頁14番から17番までは、借り手の変更。

次に108頁18番から22番までは、借り手の変更。

次に109頁23番、24番は、借り手の変更。25番、26番は、中間管理機構への貸出しのため。

次に110頁27番は、中間管理機構への貸出しのため。28番から30番までは、売買のため。

次に111頁31番から34番までは、売買のため。

次に112頁35番、36番は、売買のため。37番は、贈与のため。38番は、借り手の都合。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、103頁から113頁までの38件の合意解約です。報告をしておきます。

以上で、第10回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

泊 70頁の1番の区分の所の公売の下の欄が鹿屋市役所となっていますが、これでよろしいのでしょうか。

根木原 今委員の言われた 70 頁の 1 番の件ですが、一応こちらについては、鹿屋市の収納管理課で公売をするという案件で、鹿屋市役所で間違いございません。

泊 わかりました。

議長 他にございませんか。なければ、事務局から。

局長 それでは、事務局から、前回の総会で継続審議となりました「利用権設定等申出書について」ですが、お手元に配布してある A 3 の利用権設定等申出書をご覧ください。前回、総会での指摘事項を踏まえ改善したところは、

- ・ 申出書の左上に申請先の「鹿屋市農業委員会会長様」の追加
- ・ 右上の捨印欄が、2 箇所から 3 箇所に追加
- ・ 右上に申請年月日を追加
- ・ 右上に※印で、「所有者（登記名義人）との続柄」の追加
- ・ 中段の右側の、「利用権を設定する土地の（B）以外の権限者等」の追加
- ・ 左下の※印に、「租税公課の負担」を「土地改良経費等及び借主の遵守事項」に変更
- ・ 右下の「その他の同意事項の表中、揚水機賦課金欄」の削除

以上が前回の総会から変更したところですが、これで、これまで 2 枚だった内容は、すべて 1 枚にできているところです。

新村 まず、前も言ったかもしれませんが、農業経営状況の中の作物名の欄で、「水田」と書いてあるところを「水稲」にしてほしい。また、下の※印の土地改良経費等の遵守事項の 5 番の「30 日以内に」というところは、貸借権はないけれども、貸したいと思っても、30 日間は、自由が利かないということで、いろいろあるでしょうけど、「速やかに」とかに直してほしい。これは、一つの意見です。それから、その他の同意事項の中で、土地改良費の欄があるわけですが、例えば、笠野原土地改良区の賦課金は、この経常・反土賦課金に該当するのですか。

局長 土地改良費については、経常・反土賦課金に入ると思います。

新村 水田のところは、それでいいのか。

次長 水稲でいいと思います。

議長 他にございませんか。

郷原 上の貸主の項目の一番右側の欄の所有者との続柄は、借りる人が貸す人とどういう関係かということですよ。

局長 土地の所有者（登記名義人）と記載した貸主との関係を記入してもらいますが、通常は、本人ということになるとは思います。相続されて未登記の場合とかを想定しての欄になります。

郷原 普通は、農地の貸し借りというのは、貸主と借主は他人ということではないですか。

局長 もう一回説明します。土地の所有者（登記名義人）と貸主の欄に書いた人との関係を記入してもらいます。

郷原 今までの申出書にも（こういう欄が）、あったのですかね。

局長 ありました。

郷原 わかりました。ちょっと私の勉強不足でした。すみません。

議長 他にありませんか。

寺下 特に質問ではないですが、少し（用紙サイズが）大きいものですから、こういう状況な

のかなと思って、大きさが。

局長 内容的に記載事項、確認事項が多いものですから、1枚にするには、サイズを大きく、A3サイズにしようということになりました。

寺下 サイズ的には、前のサイズがよかったので。

局長 貸主、借主も高齢の方もいますので、字の大きさと欄との調整で、少しでも大きいほうがいいかなということで、このサイズです。

議長 他に。

倉田 右下の農業委員、推進委員の記入欄は、本人達が役所に直接出せば、記入の必要はないですよ。

局長 それは、そうですね。ただ、これは事務的なことでもあるのですが、農業会議からこういった欄を設けて、その利用権設定に係わった農業委員、推進委員を記載して、報酬を払うための証拠として記載を指導されているので、そのような形になっています。直接本人が提出すれば、記載はいらなくてすけれども、報酬額には反映しないということになります。

倉田 今までは、本人が直接持っていくのが、半数以上いるので、それをわざわざ書くのかなと思って聞きました。

局長 それは、係わった人だけ書くということをお願いします。

議長 他にございませんか。

局長 それでは、今の意見を踏まえて、農業経営状況の作物名は、「水稻」に直します。左下の土地改良経費の5番については、「速やかに現状に回復する」というふうに直したいと思います。用紙サイズについては、このサイズ、A3でしたいと考えております。

寺下 これは、借人等にも写しがいきますよね、この状態で写しがいくのですか。

局長 今までと同様に縮小して出す予定です。

議長 よろしいですか。他にございませんか。

次長 私のほうから、本日の新年会について連絡いたします。本日総会終了後、午後6時から新年会を開催しますのでよろしくお願いいたします。あと、お手元に配布してあります。全国農業会議所からマイナンバーカードの普及と利活用の促進に関する取り組みについて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。予定であります。2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりますので委員皆様もカードの申請をお願いします。以上です。

局長 それでは、2月の調査委員を申し上げます。

- ・2月12日、水曜日、4条5条の調査が、上之原委員、清水委員でございます。
- ・2月12日、水曜日、農振調査が、西ノ原委員、入佐委員でございます。
- ・2月13日、木曜日、4条5条の調査が、新原委員、立元委員でございます。
- ・2月13日、木曜日、3条調査が、倉田委員、有馬委員でございます。

2月の総会は、2月21日、金曜日の9時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

議長 他に何かございませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第10回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」
(閉会)